

災害被災者支援と災害対策改善を求める広島県連絡会（略称：広島県災対連）

# 広島災対連NEWS

NO37 2018年7月21日発行

事務局：広島県労連 広島市東区光町 2-9-24-205 TEL082-262-1550 FAX082-261-5059

ブログ//h-kenroren.cocolog-nifty.com// [E-mail/bwz23598@nifty.com](mailto:bwz23598@nifty.com)

## 安芸郡坂町ボランティア責任者

### 年末までに作業が完了すればいいのですが・・・

広島県災対連は、7月21日（土）に安芸区上瀬野に7人、安芸郡坂町に16人がボランティア支援に入りました。坂町では、早朝から大勢のボランティアが集まっており、私たちは午前だけの活動ということで、近くのサテライト（集会所）で説明を聞き作業を行いました。



3班に分かれて、倉庫の片づけ班、溝の清掃など行いました。猛暑の中でしたので、ボランティアセンターの指示通り、「10分作業」「10分休憩」の繰り返しで行いました。

### 避難指示が出ても年寄りはお動かんかったよ・・・

第3班の入った地域は、床上30センチの浸水。その家の住人は、「6日夕方からどんどん水かさが増し、逃げようと外に出たら、水に足を取られてなかなか歩けず怖い思いをした。近所の人々に逃げよう声をかけあったが、年寄りはお動かんかった人が多い」と言い、「50年住んでいるが初めての経験」と話さ

れました。

家を修繕されていたので「災害救助基準」の「応急修理」の話を始めると、「これは聞いたかんといけん」と近所の数人を集めてくださいました。

■災害救助基準 応急修理は、住家が半壊し、自らの資力により応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1 世帯当たり 58 万 4 千円以内で現物を持って支給する（災害発生の日から 1 ヶ月以内）・・・国の制度です。

この基準や「半壊」の基準は床上 30 釐以上ということもご存じありませんでした。国や自治体は、「災害救助基準」などの制度をいち早く被災者に伝える必要性をこの地域でも痛感しました。



## ～先週の行動の感想から～

■15 日に口田のボランティアに参加しました。被災されたお宅の壁に泥水で浸った泥の線が残っていて、見ていて怖い感じでした。

ボランティアに集まった仲間の皆さんと、一緒に力を合わせ頑張ったつもりですが、非力すぎる自分に、やりきれなさを感じました。 まだまだ、被災されたお宅が通常の生活を取り戻されるまでに、時間はかかりそうですが、1 日も早い復興を祈っています。（保育園勤務 女性）

■同じ広島に住む者として、被災された方に何かできないかと思っていたところ、今回の呼びかけがありました。 いざ行くとすると、あまりの被害の大きさに戸惑ってしまうのではないかと、他の方に迷惑がかかってしまうのではないかと等々、当日も向かう途中も不安や迷いがありました。

でも、思い切って集合場所に行ってみると顔見知りの方もいて、安心して参加できました。土のう運びなどは重労働でしたが、途中、休憩しながら自分のペースでさせていただきました。

数時間でしたが今回参加して、少し胸のつかえがとれたような気持ちで良かったです。

これからも継続した支援が必要な中で、ぜひ今回のような呼びかけを続けていただけたら、“何か役に立ちたい”と思っている方の力にもなれるのではないかと感じました。

また機会を見つけて参加します。ありがとうございました。（保育園勤務 女性）

## ～22 日（日） 災対連は坂町小屋浦で行動します～

■8 時 45 分に「小屋浦小学校」集合・・・安芸郡坂町小屋浦 2 丁目 2 8-7

駐車場はホームプラザナフコ・広島ベイサイド店 広島県安芸郡坂町 21120（お店には駐車の確認をとっています）ナフコから小学校まで徒歩 10 分

■当日参加 OK です（保険をかけますので、時間厳守をお願いします）。緑の災対連旗目印に、